

令和4年3月第148回定例農業委員会総会議事録

令和4年3月10日(木)
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第578号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題579号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第580号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第581号 農用地利用集積計画について

報告第358号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第359号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第360号 その他の専決報告について

議第582号 近江八幡市農業委員会規程第2条による会長及び副会長の選出について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年3月第148回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

令和3年度、3月、最後の月ということで年度として1年が終わろうとしています。振り返りますと、やはり新型コロナの感染が大きな問題となっています。農業委員会とは直接関係はございませんが、今世界中で問題になっています、ロシアによるウクライナへの侵攻により多くの尊い命が失われているような状況で非常に胸が痛むところでございます。ロシアとウクライナを合わせて、小麦の生産が世界の30%を占めるという話を聞いています。日本はアメリカ、カナダ、オーストラリアといったところから輸入に頼っていますが、世界の中で3割の供給が減るとなると価格の高騰といった問題も出てきて、日本の生活にも直接影響が出て参ります。小麦を作っている立場からは価格が上がることはいい話ですが、まだまだ世界には、飢えや飢餓に苦しむ人たちがたくさんいる中、大きな問題です。また、原油の問題や、半導体不足により経済活動にも影響がでておりますが、そういったことにも拍車がかかるのではと心配されます。一刻も早く終結することを願っております。最後に農業委員会業務の関係では概ね問題なく遂行できたのかなと思います。このことに関しては委員の皆様のご尽力の賜物と思っております。厚く感謝を申し上げます。任期も残り1年でございます。引き続き委員の皆様にはご尽力いただきますようお願い申し上げます。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思致します。

本日の現在出席委員22名、全員出席しておりますので、3月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和4年3月第148回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

12番●●●●委員

13番●●●●委員

のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 578 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第578号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積1,110㎡、世帯の経営面積、渡人2.3アール、受人132.1アールで今回の申請面積を合わせますと143.2アールとなります。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、田中江町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,329㎡、世帯の経営面積、渡人143.3アール、受人143.3アール、同一世帯なので経営面積に変更はございません。渡人につきましては、田中江町●●番地、●●●●、受人につきましては、田中江町●●番地、●●●●、契約内容は親子間での贈与、譲渡理由、譲受理由とも経営移譲でございます。

番号3、土地の所在地、御所内町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,463㎡、世帯の経営面積、渡人34.6アール、受人4.9アールで、今回の申請面積を合わせますと39.5アールとなります。渡人につきましては、御所内町●●番地●、●●●●、受人につきましては、御所内町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、安土町慈恩寺●●番、登記地目、畑、現況地目、田、登記面積422㎡、世帯の経営面積、渡人21.9アール、渡人につきましては、安土町慈恩寺●●番地、●●●●、同じく安土町慈恩寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積265㎡、世帯の経営面積、渡人9.0ア

ール、渡人につきましては、安土町慈恩寺●●番地、●●●●、受人の経営面積、東近江市で28.9アール、今回の申請を合わせますと35.7アールとなります。2筆の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、それぞれ離農のため、譲受理由につきましては、経営規模拡大のためでございます。

番号5、土地の所在地、長福寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,010㎡、世帯の経営面積、渡人10.1アール、受人2,125.1アールで、今回の申請面積を合わせますと2,135.2アールとなります。渡人につきましては、彦根市立花町●番●号、●●●●、相続財産管理人、弁護士、●●●●、受人につきましては、千僧供町●●番地、●●●●、代表理事、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、財産処分のため、譲受理由につきましては、申請地を耕作しているためでございます。

番号6、土地の所在地、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,665㎡、世帯の経営面積、渡人606.8アール、受人84.0アールで、今回の申請面積を合わせますと90.0アールとなります。渡人につきましては、大中町●●番地、●●●●、受人につきましては、白王町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委員	(特になしの声)
議長	質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 議第 578 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議第 578 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。
議長	それでは次に、議第 579 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 580 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議第579号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。 番号1、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積2,023㎡、申請人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、自動車修理工場及び一般住宅で、現地は、昭和46年頃に造成され自動車修理工場及び一般住宅として利用されております。今回、申請地南側にある事務所を解体し、新たに事務所を計画している過程において申請地が転用されていないことが判明したため、申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。 続きまして、議第580号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。 番号1、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも田、

申請面積439㎡、渡人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、同じく安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,044㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地●●、●●●●、同じく安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,153㎡、渡人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、以上3筆合計2,636㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、安土町石寺の集落内の土地改良未整備の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●病院」・「●●●●保育園」と公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅7区画及び共同住宅1棟で、交通の便が優れており、小学校も徒歩圏内にあり生活環境に優れていることから、当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積550㎡、渡人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●●、受人につきましては、西本郷町●●番地●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、安土町石寺地先の農地で、土地改良未整備で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、現在若宮町で借用している資材置場が宅地開発により使用できなくなることから、まとまった土地である当該地を選定されました。なお、隣接の転用済農地と一体利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安土町慈恩寺●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積442㎡、渡人につきましては、安土町慈恩寺●●番地、●●●●●、同じく安土町慈恩寺●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積595㎡、同じく安土町慈恩寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積66㎡、同じく安土町慈恩寺●●番、登記地目、山林、現況地目、田、申請面積201㎡、同じく安土町慈恩寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積29㎡、同じく安土町慈恩寺●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積591㎡、同じく安土町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積218㎡、渡人につきましては、安土町慈恩寺●●番地、●●●●●、以上7筆合わせまして2,142㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、安土町慈恩寺の集落内

議 長

ありがとうございました。

議第 579 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 580 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 13番、●●●●委員、よろしくをお願いします。

委 員

去る、2月28日に、

議第 579 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 580 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて14番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第579号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第580号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、安土町石寺地先の農地で、転用目的は建売分譲住宅及び共同住宅です。隣接地との境界に構造物を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、申請地内に側溝を設置し、東側河川に放流されることから、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2・3の案件です。

申請地は、安土町石寺と安土町慈恩寺の農地です。両申請地とも、隣接農地が無い場合、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、多賀町地先の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地との境界は、L型擁壁を設置した付替道路となるため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいた

しました。

次に番号5の案件です。

申請地は、長田町内の農地で、転用目的は、分家住宅です。隣接農地との境界は、構造物を設置されることから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号6の案件です。

申請地は、土田町内の農地で、転用目的は農家住宅です。隣接農地は申請者の農地であるため、法面処理で対応されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請6件、計7件の現地踏査結果報告を終わります。

議長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 3条申請の●●●●さんと5条申請の●●●●はどういう関係ですか。

事務局 ●●●●と●●●●の代表取締役は同じ方です。農業の法人もされており建設業の法人もされているところでございます。

議長 他に質問等はございませんか。

委員 現地踏査の報告と、議事録署名人が同じなのは問題ないですか。

会長 一委員としてですので、利害関係もないですし、問題ないかと思えます。

委員 4条の加茂町の案件ですが、昭和46年頃から無断転用が続いていたことに何故今まで気が付かなかったのか。状況を教えて下さい。

事務局 顛末書が付いており、顛末書によると昭和46年に申請者の父親が農地を購入されて、農地転用の手続を知らずに建ててしまわれました。当時の建築確認等でも農地転用との結び付きがない当時でありましたので、家や事務所が建てしまっている状況があります。他にも屋敷畑に家が建っているところも散見されますので、こういう機会がある時に是正をしていただくことで事務局からはお話をさせていただいているのが現状です。

委員 固定資産税はどうなっていますか。

事務局 そちらについては、現況は宅地課税になっています。

議長 他にございませんか。
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 579 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについて、及び、議第 580 号、農地法第5条第1項の規定に
よる申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明の
とおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 議第 579 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについて、及び、議第 580 号、農地法第5条第1項の規定に
よる申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とするこ
とに認めます。

議長 それでは次に
議第 581 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第581号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法
第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八
幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を
求める。上記の議案を提出する。令和4年3月10日、近江八幡市農業委
員会会長、●●●●。
資料といたしましては、A4縦置き文書（令和3年度農用地利用集積
計画について）1枚とA4横置き資料をホチキス止めした資料、所有権移
転と利用権設定でございます。
「所有権移転」は、11件、26筆、64,028㎡。「利用権設定」
は、107件、189筆、415,348㎡.となっております。
なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読
させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介
させて頂きますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。

番号1、所有権の移転を受ける者、島町●●番地、●●●●、所有権を設定する者、守山市守山●丁目●番●●号、●●●●、所有者を移転する土地、島町●●番、田、2,297㎡、同じく島町●●番、田、1,405㎡、島町●●番●、田、1,592㎡、同じく島町●●番、田、2,269㎡、移転年月日は、令和4年3月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積26,053㎡、対価につきましては10aあたり300,000円でございます。

次に利用権設定の部です。

番号1、利用権の設定を受ける者、島町●●番地、●●●●、利用権を設定する者、円山町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、円山町●●番、田、2,235㎡、同じく円山町●●番、田、1,820㎡、同じく円山町●●番●、田、1,249㎡、いずれも新規で、契約期間については、10年10カ月、令和4年3月15日から令和14年12月31日まででございます。10aあたり10,000円で、利用権の設定を受ける者の経営面積は26,053㎡でございます。

以上でございます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 所有権移転の部、番号6の案件ですが、対価に間違いはないですか。

事務局 10aあたり10,000円で間違いはないです。ここは果樹園の桃をされているところでございます。10,000円のいきさつについては把握しておりません。

委員 基盤法の所有権移転は、農業委員の確認はないのですか。

事務局 基盤法の所有権移転については当事者同士で記入していただき地元の改良組合長さんの印鑑、土地改良区の同意書を付けて事務局に提出していただくことになっています。こちらについては市長宛の書類になりますので農業委員さんには通りません。

委員 土地改良区の関係で、土地改良区の印鑑をもらって出してもらっているということですが、土地改良区にも組合員の資格交替の届出をしてもらう手続きの案内をしていただけたらと思います。

事務局 ご指摘いただいた通りです。土地改良区さんの同意書を添付していただいておりますので、土地改良区の方はご存じだと思っておりました。今のお話を聞いていますと、そうでもなさそうなので、窓口で土地改良区の同意書をお渡しする際に、土地改良区にも手続きしてくださいと一言付け加えさせていただきます。

議 長 他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 581 号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第 581 号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは、次に報告第 358 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 359 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 360 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第358号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。

令和4年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町上豊浦●●一●、畑、39㎡、同じく上豊浦●●一●、畑、43㎡、同じく安土町上豊浦●●一●、畑、100㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年2月1日、419番、届出人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、理由につきましては、道路拡張でございます。

番号2、土地の表示、安土町上豊浦●●一●、畑、54㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年2月1日、420番、届出人につきましては、大阪府箕面西小路●丁目●一、●●●●、理由につきましては、道路拡張でござ

ざいます。

続きまして、報告第359号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、音羽町●●-●の一部、田、587㎡の内185㎡、同じく音羽町●●番、田、524㎡、同じく音羽町●●-●、田、23㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年2月9日、522番、渡人の住所氏名、縄手町中●●、●●●●、受人の住所氏名、音羽町●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、賃貸借でございます。

続きまして、報告第360号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和4年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除が3件、賃貸借契約解除が3件、計6件ございました。番号2、3につきましては、農地中間管理機構を通じた契約の解除になります。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、2月審査会、2日審査、新規が2件、更新が2件の計4件が認定されました。以上、報告とさせていただきます。

議長 ただ今の、報告第 358 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 359 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 360 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 （特になしの声）

議長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 続きまして、近江八幡市農業委員会規程第2条第1項により、今月20日をもって、私と●●副会長が、会長職、副会長職の任期満了となります。

このため、議第582号 近江八幡市農業委員会規程第2条第2項による会長及び副会長の選出について、を議題とします。

近江八幡市農業委員会規程第2条第2項によりますと、「会長は総会において選挙する。ただし委員において異議がないときは、指名推薦の方法によることができる」と定めています。

先般、地区代表者の方々と選出方法について協議をいたしました。その協議内容をご報告いたします。

まず、会長職に立候補される意思の確認をいたします。会長職に立候補される方が、1名であった場合、総会に諮り決定いたします。

立候補者が2名以上であった場合は、当委員会選挙事務取扱規程に基づき選挙を行い決定いたします。

次に、会長職に立候補される方がおられない場合は、指名推薦により決定することになります。

以上の通り、立候補の意思確認をし、立候補される方が1名であった場合は総会に諮り決定し、2名以上であった場合は、選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、指名推薦の方法により選考委員会を設置して正副会長選出するということについて、お諮りします。

この件について、ご異議ございませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしの声を賜りましたので、立候補の意思確認をし、立候補者が1名の場合は総会に諮り決定し、立候補者が2名以上の場合は選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

それでは、まず、会長職への立候補の意思を確認いたしたいと思います。どなたか立候補される方はおられますか。

それでは次に副会長職への立候補の意思を確認いたしたいと思います。どなたか立候補される方はおられますか。

立候補がおられなかったため、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

次に選考委員についてですが、副会長及び地区代表者をお願い致したい

と存じますがご異議ございませんか。

委員 異議なしの声

議長 ご異議もないようですので、副会長及び地区代表者は別室で選考委員会を開催して下さい。

選考委員の皆様については、別室へお願いします。

他の委員はしばし休憩とします。

議長 それでは、再開致します。

選考結果を選考委員長より報告頂きます。

委員 それでは選考委員会の結果を報告させていただきます。

令和4年3月21日以降の次期会長には、●●●●氏、副会長に、●●●●氏を推挙することに決定致しましたので、報告させていただきます。

議長 ただ今選考委員長より報告頂きました。

次期会長には、●●●●氏、次期副会長に、●●●●氏を推挙頂きました。委員皆様のご承認を頂けますでしょうか。

賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。賛成多数により、

次期会長には、●●●●委員、副会長には、●●●●委員と決定致しました。

●●●●委員、●●●●委員 何卒宜しく申し上げます。

それでは就任に当たり一言ご挨拶をお願い致します。

委員 ただ今、選考委員会でご指名いただき、皆さんにご承認いただきましたが、歴代の会長や現会長さんほどの見識もそこまで持っておりませんし、人脈も少ない状況です。ただご推挙いただきましたので令和4年度につきましても、微力ながら努力して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ひとつだけお願いがございます。委員の皆様のご協力をいただいて令和4年度の農業委員会を進めて参りたいと思います

ので、切にお願いを申し上げまして甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。また農業委員会の事務局の皆さんも適切なご指導を賜りますようお願い申し上げます。

委員 副会長ということで、大変な大役をご推挙いただきましてありがとうございます。ご年配の方を差し置いて私みたいな若造がと言いながらこの3月で66歳を迎える歳になってしまいましたが、令和4年度、一年間、●●会長とともに農業委員会を汚さないよう頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
会長、副会長さんには宜しくお願い申し上げます。
以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第148回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後3時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員